【証書貸付:2024.07】

金銭消費貸借規定

第１条（契約の成立）

本約定に基づく金銭消費貸借規定は、株式会社千葉興業銀行(以下「銀行」という。)が銀行所定の審査のうえ、表記借入金額を私(以下「申込人」という。)に対し交付した時に成立するものとします。

第２条（利率の変更）

1.　固定金利の利率の変動

借入要項記載の利率は変更しないものとします。但し、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は借入要項記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。変更にあたっては、予め書面により通知するものとします。

なお、金利の特約書を別に差し入れた場合には、特約書条項に従うものとします。

2.　変動金利の利率の変動

(1) 借入利率変更の基準

借入要項記載の利率は、銀行の短期プライムレートに連動する長期貸出最優遇金利を基準金利とし、基準金利の変動に応じ引上げまたは引下げられるものとします。

但し、金融情勢の変化、その他相当の事由により銀行の短期プライムレートが廃止された場合には、基準金利を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

(2) 借入利率の変動幅の算出および変更日

借入利率の引上げ幅又は引下げ幅の算出は、毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日（以下基準日という。）に行うものとし、前回基準日における基準金利と現基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。

但し、借入後、最初に到来する基準日においては、借入日の借入利率を決定するもととなった基準金利と、その基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。

(3) 変更後借入利率の適用開始日

①半年毎の増額返済を併用しない場合

基準日が 4 月 1 日の場合には、基準日の属する年の 6 月の約定返済日の翌日から、基準日が 10 月 1 日の場合には、基準日の属する年の 12 月の約定返済日の翌日から新利率の適用を開始するものとします。

②半年毎の増額返済を併用する場合

各基準日以降、最初に到来する増額返済日の翌日とします。

(4) 変更後の借入利率の通知

借入利率が変更された場合、銀行は原則として変更後第 1 回の約定返済日までに、変

更後の利率、返済額に占める元金及び利息の割合等を文書により通知するものとします。

(5) 利率の変更による元利金返済額の見直し

借入利率の変更があった場合、変更後の借入利率の適用開始日現在における元金について、変更後の借入利率により元利金返済額を再計算するものとします。

この場合、返済期日は変更しないものとします。

(6) 固定金利型への変更

変動金利から固定金利（特約期間固定金利型を含む）への変更は行わないものとします。

第３条（遅延損害金）

元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し年 14.0%（ただし、フリーローンの場合は年 18.0%。いずれも年 365 日の日割り計算）の損害金を支払うものとします。

第４条（元利金返済額等の自動支払）

1. 申込人は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が休日の場合は、その日の翌営業日、以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年毎増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預入れておくものとします。
2. 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。

   ・毎月返済部分の利息は(毎月返済部分元金残高×利率×1/12)で計算します。

   ・半年毎増額返済部分の利息は(半年毎増額返済部分元金残高×利率×1/12)で計算します。

   ・1 ヵ月未満の利息部分は年 365 日の日割計算とします。

   ・利息計算の端数処理のため、毎回返済額とは異なる場合があります。
3. 元金据置期間を設ける場合、据置期間中は、各返済日に前１ヵ月分の利息(借入金残高×利率×1/12)を返済用預金口座から自動支払の方法により後払いします。なお、1 ヵ月未満の端数がある場合、その端数日数については年 365 日の日割計算とします。
4. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払戻しの上、毎回の元利金の返済にあてます。但し、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済用預金口座からの払戻しは行わないものとします。なお、第５条によって繰上返済する場合および第７条または第８条によりこの債務全額を返済しなければならない場合は除きます。
5. 毎回の元利金返済額相当額の預入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利返済額と損害額の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第５条（繰上返済）

1. 申込人が本契約による債務を期限前に繰上げて返済できる日は借入要項に定める毎月

の返済日とし、この場合には繰上返済日の７日前までに銀行へ通知するものとします。ただし、別途銀行がインターネットその他の方法により異なる期限を定めた場合にはこの限りではないものとします。

2. 繰上返済により毎月返済部分の未払利息がある場合、および半年毎に増額返済分の未払利息がある場合には、繰上返済日に支払うものとします。
3. 申込人が繰上返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰上返済をする場合には、前３項による他、下表のとおり取扱うものとします。

	毎月返済のみの場合	半年毎増額返済併用
繰上返済できる金額	繰上返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ① 繰上返済日に続く６ヵ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ② 繰上返済日に続く６ヵ月後までの期間中の半年毎増額返済元金
最終回返済日の繰上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰上げます。この場合にも、繰上返済後に適用する金利は、借入要項記載通りとします。	

また、変更後に毎月および半年毎の返済額を減額して返済期間を変更しないこともできるものとします。

第６条（諸費用の自動引落し）

本契約に関し申込人が負担すべき印紙代等諸費用は、銀行が所定の日に返済用預金口座から自動支払の方法により支払うものとします。

第７条（期限前の全額返済義務）

1. 申込人について次の各号の事由が一つでも生じた場合、申込人は銀行から通知催告等がなくてもこの取引にもとづく債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
   (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する国内法または国外法上の手続開始の申立があったとき。
   (2) 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
   (3) 申込人の銀行に対する預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
   (4) 第４条に定める返済を遅延し、銀行からの督促をうけても次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
   (5) 住所変更の届出を怠るなど申込人の責めに帰すべき事由によって銀行に申込人の所在が不明となったとき。
2. 次の各場合には、銀行から請求あり次第この取引にもとづく債務全額について期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。

（1） 申込人が銀行に対する他の債務について期限の利益を失ったとき。（または支払を遅滞したとき。）
（2） 申込人が第１１条または第１２条の規定に違反したとき。
（3） この取引に関し申込人が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
（4） 前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第８条（反社会的勢力の排除）

1. 申込人または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
（1） 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
（2） 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
（3） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
（4） 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
（5） 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 申込人または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
（1） 暴力的な要求行為
（2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
（3） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（4） 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
（5） その他前各号に準ずる行為
3. 申込人または連帯保証人が、暴力団員等若しくは第１項各号の何れかに該当し、若しくは前項各号の何れかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、申込人との取引を継続することが不適切である場合には、申込人または連帯保証人は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
4. 前項の規定の適用により、申込人または連帯保証人に損害が生じた場合にも、銀行に何らの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、申込人または連帯保証人はその損害賠償責任を負うものとします。

5. 第３項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第９条の１（銀行からの相殺）

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、および**第６条**または**第７条**によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、申込人の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、申込人にかわり諸預け金の払戻しをうけ、この取引の債務の返済に充当することができます。
3. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。但し、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により１年を365 日とし、日割で計算します。

第９条の２（申込人からの相殺）

1. 申込人は、この契約による債務と期限の到来している申込人の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料及び相殺計算実行後の各返済日の繰上げ等については第５条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の７日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第１項によって相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第１０条（債務の返済等に充当する順序）

1. 銀行からの相殺をする場合に、この契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、申込人は、その指定に対し異議を述べないものとします。
2. 申込人から返済または相殺をする場合に、この契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、申込人はどの債務の返済または相殺に充てるかを指定することができます。尚、申込人がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、申込人はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 申込人の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の申込人の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保･保証の状況等を考慮してどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。

4. 第２項の尚書または第３項によって銀行が指定する申込人の債務については、その期限が到来したものとします。

第１１条（担保）

申込人は、申込人の資力ならびに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく銀行に通知するものとし、銀行から請求があったときは、直ちに銀行の承認する連帯保証人をたて、または相当の担保を差し入れるものとします。

第１２条（代り証書等の差入れ）

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、損傷した場合には、申込人は銀行の請求によって遅滞なく代り証書等を差し入れるものとします。

第１３条（届出事項）

1. 申込人は、氏名、住所、電話番号、職業その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により銀行へ届出るものとします。尚、申込人は、銀行が当該変更事項を保証会社に通知することを予め異議なく承諾するものとします。
2. 申込人は、前項の通知を怠り、銀行からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、銀行が通常到着すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。

第１４条（成年後見人等の届出）

1. 申込人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届けるものとします。
2. 申込人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって届けるものとします。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前２項と同様に届けるものとします。
4. 前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 前４項の届出の前に生じた損害については、銀行にはいっさいご迷惑をおかけいたしません。

第１５条（費用の負担）

この契約に基づく取引に関し、銀行の申込人に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は申込人が負担するものとします。

第１６条（公正証書作成義務）

申込人は、銀行の請求があるときは、直ちにこの契約による債務について、強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続をとるものとします。このために要した費用は申込人が負担するものとします。

第１７条（報告及び調査）

1. 財産、債務、経営、業況、収入等について銀行が請求したときは、申込人は直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、申込人は銀行から請求がなくても直ちに報告するものとします。

第１８条（団体信用生命保険）

団体信用生命保険の説明を受け、借入要項において団体信用生命保険を「あり」とした場合には、申込人は連帯保証人とともに次の通り約定します。また、団体信用生命保険を「なし」とした場合には、借入申込には債務引受の申込を含み加入しないものとします。

1. 申込人はこの債務の担保として、銀行が指定した団体信用生命保険に加入する事に同意します。この場合、銀行が保険契約者、申込人を被保険者、銀行を保険金受取人とします。
2. 前項の生命保険契約額は借入金額相当額とし、保険料の負担は銀行の負担とします。なお、保険契約額は借入金の返済により減額します。
3. 申込人または保証人は前項の保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく銀行に通知のうえ、銀行の指示に従うものとします。
4. 被保険者に第 1 項の保険契約に定める保険事故が発生し、保険会社から銀行がその保険金を受領したときは、銀行は受領金相当額を債務のいかんに関わらず、申込人の銀行に対する債務の返済に充当するものとします。ただし、第 1 項の保険契約に関し、告知義務違反その他の事由により、保険会社から銀行が保険金の返還を請求された場合には、申込人は本項の返済充当を取り消され、返還すべき金額に相当する本債務につき、ただちに返済するものとします。
5. 申込人が期限の利益を失った場合、銀行は保険料の支払を停止することができるものとします。

第１９条（準拠法、合意管轄）

1. 本規定および本規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第２０条（債権譲渡）

銀行は、申込人に対して有する債権を第三者に譲渡することができるものとします。

第２１条（契約の変更）

1. 銀行は、本条に基づき、次に掲げる場合には、規定書の変更をすることにより、変更後の規定書の条項について合意があったものとみなし、個別に申込人と合意することなく契約の内容を変更することができるものとします。
   （1）規定書の変更が、申込人の一般の利益に適合するとき。
   （2）規定書の変更が、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして合

理的なものであるとき。

2. 銀行は、前項の規定による規定書の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、規定書を変更する旨及び変更後の規定書の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとします。

第２２条（預金の払戻に関する特則）

本契約にかかる商品・役務の対価につき、一部自己の金員を支出する場合、申込人は、普通預金規定の定めに関わらず、申込人の普通預金口座より当該金員の払戻しを受けたものとし、銀行が本契約による融資金と当該金員を合算して、申込人の指定する者へ交付する事を了承します。

以上